

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（勤勉手当）
 第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 六月に支給するときは百分の九十、十二月に支給するときは百分の九十五
 - 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 六月に支給するときは百分の七十二、十二月に支給するときは百分の七十六
 - 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 六月に支給するときは百分の五十四、十二月に支給するときは百分の五十七
 - 四 在職期間が三月未満の場合 六月に支給するときは百分の二十七、十二月に支給するときは百分の二十八・五
- 3 5 略

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	三四四、三〇〇円
	二	三六一、二〇〇円
	一	四一七、四〇〇円

（勤勉手当）
 第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の九十
 - 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の七十二
 - 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の五十四
 - 四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十七
- 3 5 略

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	三四三、九〇〇円
	二	三六一、八〇〇円
	一	四一七、〇〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二 一	二六八、九〇〇円 二七三、三〇〇円
二	五 四 三 二 一	三〇七、五〇〇円 三一四、九〇〇円 三二二、三〇〇円 三二九、六〇〇円 三三七、〇〇〇円
三	三 二 一	三七二、六〇〇円 三八〇、八〇〇円

級	号給	給料月額
二	九 八 七 六 五 四 三 二	四二七、四〇〇円 四三七、四〇〇円 四四七、四〇〇円 四五七、五〇〇円 四六七、五〇〇円 四七七、五〇〇円 四八四、二〇〇円 四九〇、九〇〇円
三	四 三 二 一	五〇八、七〇〇円 五一九、六〇〇円 五二六、八〇〇円 五三四、〇〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二 一	二六八、五〇〇円 二七二、九〇〇円
二	五 四 三 二 一	三〇七、一〇〇円 三一四、五〇〇円 三二一、八〇〇円 三二九、二〇〇円 三三六、六〇〇円
三	三 二 一	三七二、二〇〇円 三八〇、三〇〇円

級	号給	給料月額
二	九 八 七 六 五 四 三 二	四二七、〇〇〇円 四三七、〇〇〇円 四四七、〇〇〇円 四五七、〇〇〇円 四六七、〇〇〇円 四七七、〇〇〇円 四八三、七〇〇円 四九〇、四〇〇円
三	四 三 二 一	五〇八、二〇〇円 五一九、一〇〇円 五二六、四〇〇円 五三三、七〇〇円

五 四

三八九、〇〇〇円
三九四、四〇〇円

五 四

三八八、五〇〇円
三九三、九〇〇円

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（勤勉手当） 第十五条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 在職期間が六月の場合 百分の九十二・五</p> <p>二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の七十四</p> <p>三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の五十五・五</p> <p>四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十七・七五</p> <p>3 5 略</p>	<p>（勤勉手当） 第十五条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 在職期間が六月の場合 六月に支給するときは百分の九十、十二月に支給するときは百分の九十五</p> <p>二 在職期間が五月以上六月未満の場合 六月に支給するときは百分の七十二、十二月に支給するときは百分の七十六</p> <p>三 在職期間が三月以上五月未満の場合 六月に支給するときは百分の五十四、十二月に支給するときは百分の五十七</p> <p>四 在職期間が三月未満の場合 六月に支給するときは百分の二十七、十二月に支給するときは百分の二十八・五</p> <p>3 5 略</p>